

奈良県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十五年十一月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
特別養護老人ホームあいの郷	大和郡山市発志院町一八四―二